

(参考2)

- 1 家畜伝染病予防法（以下、家伝法）に基づく家畜伝染病及びOIEのリスト疾病である豚コレラについては、我が国ではワクチン接種の徹底により清浄化が進展したことから（最終発生は平成4年）、平成12年10月からワクチン接種を原則中止し、接種する場合は家伝法第50条による知事許可の対象とし、18年3月末に全国的にワクチン接種は中止された。
- 2 以降1年間、本病の発生は確認されず、19年4月に我が国は、OIEの規定に従い豚コレラ清浄国となった。その後は清浄国として必要な本病の清浄性確認のためのサーベイランスを実施してきた。